

## 緊急事態宣言の発出を踏まえた本会の事業について

令和3年8月24日

公益社団法人兵庫県看護協会

8月20日、本県に4度目となる緊急事態宣言が発出されました。第5波の感染は急激に拡大、新規感染者数は連日過去最高となり、ついに先週1,000人を超えました。

病床利用率は7割に迫り、重症病床利用率も4割を超え、医療状況は非常に逼迫してきています。また、コロナウイルスの96%はデルタ株に置き換わり、今までに経験したことのない勢いで感染が拡大し、国では災害としての対応が必要だと言われています。

このような感染状況に鑑み、本会は、緊急事態宣言中の事業を以下のように実施することとします。

- 1 感染拡大を防止するため、人流を減らす目的で、事業は極力 Web で実施します。
- 2 医療現場の逼迫に対応するため、現場の看護職に看護業務に専念いただけるよう、延期できる事業（研修・委員会等）は、延期します。

なお、長期研修（認知症認定看護師教育課程、認定看護管理者セカンドレベル）、診療報酬に関連する研修は、Web で実施します。

緊急事態宣言が解除された場合は、順次事業を再開します。日程等は追ってお知らせします。

以上、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

- \* ワクチン接種が終了している医療従事者の感染も報告されています。くれぐれも、感染防止にご留意いただきますよう、お願いいたします。